

## 練馬区立区民・産業プラザにおける自動販売機設置運営事業者募集要綱

一般社団法人練馬区産業振興公社（以下「公社」という。）では、練馬区立区民・産業プラザに設置する飲料等の自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置運営事業者（以下「設置運営事業者」という。）を以下のとおり募集します。

### 1 対象物件

練馬区練馬 1-17-1 「練馬区立区民・産業プラザ 3階・4階のエレベーターホール」の各 2 台。

「練馬区立区民・産業プラザ自動販売機募集物件一覧表」（別紙 1）、「自動販売機設置場所図」（別紙 2）を参照。

### 2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人が自動販売機の設置運営事業者として応募することができます。

- (1) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産開始手続の申立てがなされていない者であること。
- (2) 東京都内に本店、支店又は営業所があること。
- (3) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する 5 年以上の実績を有していること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号又は第 6 号の規定に該当しない者であること。

### 3 設置運営事業者の選定方法

設置運営事業者の選定は、各階自動販売機の手数料率で決定するものとし、公社が定める最低手数料率以上の手数料率で、各階の最高手数料率および二番目に高い手数料率を提示した事業者を設置運営事業者とします。

### 4 応募条件等

#### (1) 契約内容

契約については、各自動販売機の物件番号毎とします。

#### (2) 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとします。

ただし、設置運営事業者の自動販売機管理運営状況に支障がないと認められる場合は、令和 13 年 3 月 31 日まで、毎年度更新できるものとします。

なお、公社は指定管理者としてプラザの維持管理を行っており、自動販売機は区から

の許可を得て設置しておりますので、公社が練馬区から行政財産の使用の許可が取り消された場合には、契約を解除するものとします。

(3) 契約件数等

応募は3・4階各階1台ずつとしますが、契約は原則として1事業者1台とします。3階から入札を開始し、公社が設定する最低手数料率以上の手数料率の高い2社を落札者とします。4階は上記2社以外の事業者の手数料率の高い2社を落札者とします。各階とも手数料率の高い事業者から物件番号を選ぶこととします。

(4) 手数料

手数料は、毎月の売上額（消費税及び地方消費税を含む。）に入札により決定した手数料率を乗じた金額とし、翌月末までに公社が指定する口座に振り込んでください。

(5) 設置料

自動販売機の設置（回収ボックスを含む。）に係る設置料（行政財産使用料相当分）を、公社からの請求に基づき一括払いとし、期日までに公社が指定する口座に振り込んでください。〔（参考）令和8年度予定設置料金：45,657円〕

(6) 電気料金

自動販売機の運転に要した電気料金は、その全額を設置運営事業者の負担とします。電気料金の積算にあたっては設置運営事業者が子メーターを設置し、その指示値により計測した使用量に電気料金単価（税込）を乗じて得た額を電気料金とします。設置する子メーターについては、計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものであり、有効期間内のものとします。

毎年、公社からの請求に基づき、期日までに公社が指定する口座に振り込んでください。

(7) その他必要経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費用等の一切の費用は、設置運営事業者の負担とします。

なお、電気工事を行うときは、公社が指定する電気業者に行わせるとともに、必要に応じてココネリビルの管理組合と協議するものとします。

## 5 自動販売機及び販売品の維持管理

- (1) 販売品の補充や売上金の回収、釣銭の補充などの金銭管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機が故障したときは、設置運営事業者の責において直ちに修理等の対応を行うこと。
- (3) 自動販売機の設置者（管理責任者）の会社名、住所、電話番号を記入した「自動販売機統一ステッカー」を貼付し、故障や釣銭切れが発生した場合の連絡先を利用者に明示すること。
- (4) 容器回収ボックスは自動販売機1台に1個以上設置すること。使用済み容器は分

別回収及びリサイクルを行うなど適切に処理するとともに、使用済み容器回収ボックスから使用済み容器があふれ出さないように定期的に、かつ必要に応じて適切に回収して自動販売機周辺の環境美化に努めること。

- (5) 設置運営した自動販売機における月の販売個数及び売上金額を翌月 10 日までに公社に報告すること。
- (6) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (7) 販売品目はペットボトル又は缶など密閉式の容器入り清涼飲料水等とし、酒類の販売は行わないこと。また、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。なお、施設利用者のニーズに合わせて適宜販売品目の変更を行うこと。

## 6 自動販売機の機能等

- (1) 設置する自動販売機は、ヒートポンプ方式やノンフロン型などの省電力・環境配慮型の自動販売機とすること。
- (2) 設置する自動販売機は、周囲環境に配慮したユニバーサルデザイン及び災害時対応型とすること。  
災害、不測の事態等の発生時に公社が飲料水の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内すべての清涼飲料水等を無償で提供できるものとすること。
- (3) デザイン、外観色については設置場所への景観に配慮したものとすること。  
また、自動販売機の管理及び販売品目に関する以外の宣伝広告類の掲示は行わないこと。

## 7 維持管理責任

- (1) 自動販売機を設置するにあたっては、日本工業規格「自動販売機の据付基準」及び日本自動販売機工業会発行「自動販売機据付基準マニュアル」に従い、据付面を確認したうえで十分な転倒防止策を行うこと。
- (2) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置運営事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (3) 施設の開館時間以外は、節電モードに設定すること。
- (4) 自動販売機に係る問合せ及び苦情については、設置運営事業者の責任において対応すること。

## 8 原状回復

設置運営事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置運営事業者は一切の補償を公社に対し請求することはできない。

## 9 申込手続き

- (1) 応募方法

受付期間 令和8年1月19日（月）～令和8年1月23日（金）

受付時間 午前9時～午後5時  
提出先 練馬区練馬1-17-1 C o c o n e r i 4階  
一般社団法人練馬区産業振興公社 区民・産業施設係  
提出方法 区民・産業施設係に持参してください。(郵便での受け付けは致しません。)

(2) 提出書類

- ア 参加申込書（様式1）
  - イ 誓約書（様式2）
  - ウ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
  - エ 納税証明書その3の3（法人税と消費税及び地方消費税）
  - オ 設置する自動販売機及び回収ボックスの仕様書とカタログ（寸法、消費電力の分かるもの。）
  - カ 会社概要（本店・支店または営業所が都内にあることが確認できるもの）
- ※ウ・エについては、いずれも発行日から3か月以内のもの。
- ※ご提出いただいた書類は返却致しません。
- ※情報公開の請求により書類を開示することがあります。開示の決定にあたっては、法人等に関する情報の開示の可否等を確認させていただく場合があります。

(3) 質問の受付等

質問については、「練馬区立区民・産業プラザ自動販売機設置運営事業者募集に関する質問票」（様式3）に質問事項を記入の上、メールにより送付してください。なお、メール以外での質問は受け付けません。また、質問に対する回答は、質問者だけでなく、応募者すべてにメールで回答します。

質問票送信先 c o c o n e r i - p l a z a @ n e r i m a - i d c . o r . j p

質問締切日 令和8年1月23日（金）午後5時まで

回答送付予定日 令和8年1月29日（木）

## 1.0 設置運営事業者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置運営事業者の選定対象とし、令和8年1月30日（金）に入札参加決定通知書（様式4）を発送します。
- (2) 入札日時は令和8年2月10日（火）午後2時  
上記時間の10分前までに練馬区立区民・産業プラザ4階受付までお越しください。
- (3) 選定対象となった応募者は入札日に入札書（様式5）を持参してください。なお、入札書については、入札参加決定通知書と合わせて送付します。
- (4) 入札に際しては、各階毎に手数料率を記入してください。
- (5) 売上額に係る手数料率の数値は整数にて記載し、最低手数料率である3階30%、4階27%以上としてください。最低手数料率未満およびどちらか1つの階のみの参

加はできません。必ず3・4階両方の入札に参加してください。また、小数点以下の記載は無効です。

- (6) 公募の自動販売機に対し、公社が設定する最低手数料率以上の率で、最高手数料率を提示した事業者を設置運営事業者とします。なお、提案手数料率について、最高手数料率および2番目の手数料率を提示した応募者が2社以上あった場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより選定します。

#### 1.1 契約の手続き

設置運営事業者に決定した者は、令和8年2月27日（金）までに、自動販売機設置運営業務に係る契約締結の手続きを行っていただきます。

#### 1.2 設置運営事業者の決定取消及び契約解除

次のいずれかに該当するときは、設置運営事業者としての決定の取消し又は契約の解除を行います。

- (1) 設置運営事業者が指定する期日までに契約締結の手続きに応じなかったとき。
- (2) 設置運営事業者が許可条件に違反したとき。
- (3) 設置運営事業者が応募資格を失ったとき。

#### 1.3 その他

設置運営事業者の選定に関する一切の費用については、応募者の負担とします。

#### [募集に関する問合せ先]

練馬区練馬1-17-1 Cocone ri 4階

一般社団法人練馬区産業振興公社

電話03-3992-5335（直通）

担当：福田・菊池